

第4編

風水害対策編

第 1 章

計画の前提

第1節 風水害対策の基本方針

風水害対策の基本方針を以下のとおりとする。

- 1 台風や集中豪雨、竜巻などの暴風、^{ひょう}雹等さまざまな風水害に備えた防災対策の確立を図る。
- 2 風水害による被害を最小限とするため「減災」の考え方を基本とし、「命を守る」ことを最優先とした対策を講じていくものとする。

第2節 風水害履歴

1 水害

本市には大きな河川が存在しないため、河川の決壊による大水害などは起こらない環境にあるが、平野部の土地は平らで、かつ幾条にもわたる砂丘のため土地のわずかな凹凸が多く、水はけは良くない。このため、豪雨時には局地的な浸水があり、数件～20数件の浸水被害が発生することがある。特に、増穂地区中心部などで小規模な浸水被害が発生している。また、真亀川や堀川が増水したときに排水性が悪くなるため、北今泉や南今泉周辺では内水氾濫が起りやすくなっている。

台地と丘陵地を刻む谷間でも、標高約10mと平な土地であるとともに、下流側の平野に土地の凹凸がある。そのため、水はけが悪い環境にあり、時々道路冠水や家屋浸水等の被害が生じている。

2 土砂災害

丘陵・台地と平野部の境界には小規模ながら多くの崖が存在し、もろく崩れやすい地質の特徴がある。これまでは、人家や道路にまで直接的に被害を与える大規模なものはほとんど発生していないが、豪雨時に崖崩れが発生することはこれまでたびたび見られた。金谷郷、餅ノ木、養安寺、小西、南玉などで小規模な崖崩れが何度も発生している。

■風水害一覧

年 月 日	気象状況	被害状況
1990年(平成2年)11月4日	大雨	床下10
1990年(平成2年)11月30日	台風28号及び秋雨前線	道路のみ被害
1990年(平成2年)12月11日	竜巻、雷雨、降ひょう、強風	半壊1
1991年(平成3年)9月8～9日	台風15号	一部破損2、床上浸水1、床下浸水15 田畑の冠水等5ha、道路破損6、河川破損3、がけ崩れ8
1991年(平成3年)9月19日	台風18号	一部破損1、床下浸水1、がけ崩れ2
1991年(平成3年)10月11～13日	秋雨前線及び台風21号	一部破損2、床下浸水11、道路破損1 河川破損1、がけ崩れ11、鉄道不通
1993年(平成5年)7月5日	大雨	床下浸水1、道路破損1、がけ崩れ1
1993年(平成5年)7月25～26日	台風4号	がけ崩れ1
1994年(平成6年)8月20～21日	大雨	床上浸水1、床下浸水2、がけ崩れ1
1995年(平成7年)5月15～26日	大雨	一部破損1、がけ崩れ2
1995年(平成7年)9月17日	台風12号	床上浸水1、床下浸水12、がけ崩れ1
1996年(平成8年)9月22日	台風17号	床上浸水8、床下浸水11
1997年(平成9年)7月8～10日	大雨	床下浸水6

年月日	気象状況	被害状況
1999年(平成11年)10月27日	大雨	床上浸水1、床下浸水32
2000年(平成12年)7月7日～8日	台風3号	がけ崩れ5
2001年(平成13年)10月10日	大雨	床上浸水8、がけ崩れ2、道路破損1
2002年(平成14年)10月1～2日	台風21号	全壊2、一部破損1
2004年(平成16年)10月8～9日	台風22号及び秋雨前線	一部破損1、床上浸水1、床下浸水8、がけ崩れ4
2005年(平成17年)8月25～26日	台風11号	軽症1、一部破損1、がけ崩れ1
2006年(平成18年)4月12日	大雨	道路冠水1
2006年(平成18年)8月12日	大雨	一部破損1
2006年(平成18年)10月6日	大雨及び暴風	がけ崩れ4
2006年(平成18年)12月26日～27日	大雨及び暴風	一部破損1、がけ崩れ3
2007年(平成19年)7月14日	台風4号	がけ崩れ1
2007年(平成19年)9月12日	大雨	床下浸水1
2009年(平成21年)10月6日～10月9日	台風第18号による暴風・大雨	道路冠水1、がけ崩れ1
2010年(平成22年)9月8日	台風9号(熱帯低気圧)	床上浸水1
2010年(平成22年)9月28日	大雨及び洪水	床上浸水1
2013年(平成25年)10月16日	台風26号	床上浸水5、床下浸水25、 一部損壊13 (その他被害) ・店舗非住家4 ・店舗1 ・倒木3 ・道路冠水 県道5、 市道1、 その他2
2016年(平成28年)8月22日	台風9号	住家被害8、非住家被害6 倒木75、がけ崩れ6
2017年(平成29年)10月22日	台風21号	床下浸水4 倒木15、がけ崩れ4

2019年（令和元年）	令和元年房総半島台風（台風15号）	人的被害 軽傷者 1 人 住家被害 1,103 棟（半壊 7 棟、一部損壊 1,095 棟、床下浸水 1 棟） 停 電 最大 15,400 軒 断 水 21,000 世帯 倒 木 114 箇所 道路冠水 13 箇所 道路施設損傷等 39 箇所 通 行 止 30 箇所
2019 年（令和元年）	令和元年東日本台風（台風19号）	住家被害 24 棟（半壊 1 棟（台風15号による一部損壊家屋）、一部損壊 23 棟） 停 電 最大 2,100 軒 倒 木 16 箇所 道路冠水 4 箇所 道路施設損傷等 4 箇所 通 行 止 8 箇所
2019 年（令和元年）	令和元年10月25日の大雨	住家被害 193 棟（全壊 1 棟、半壊 3 棟、一部損壊 45 棟、床上浸水 47 棟、床下浸水 97 棟） 土砂崩れ 34 箇所 倒 木 4 箇所 道路冠水 61 箇所 道路施設損傷等 94 箇所 通 行 止 36 箇所

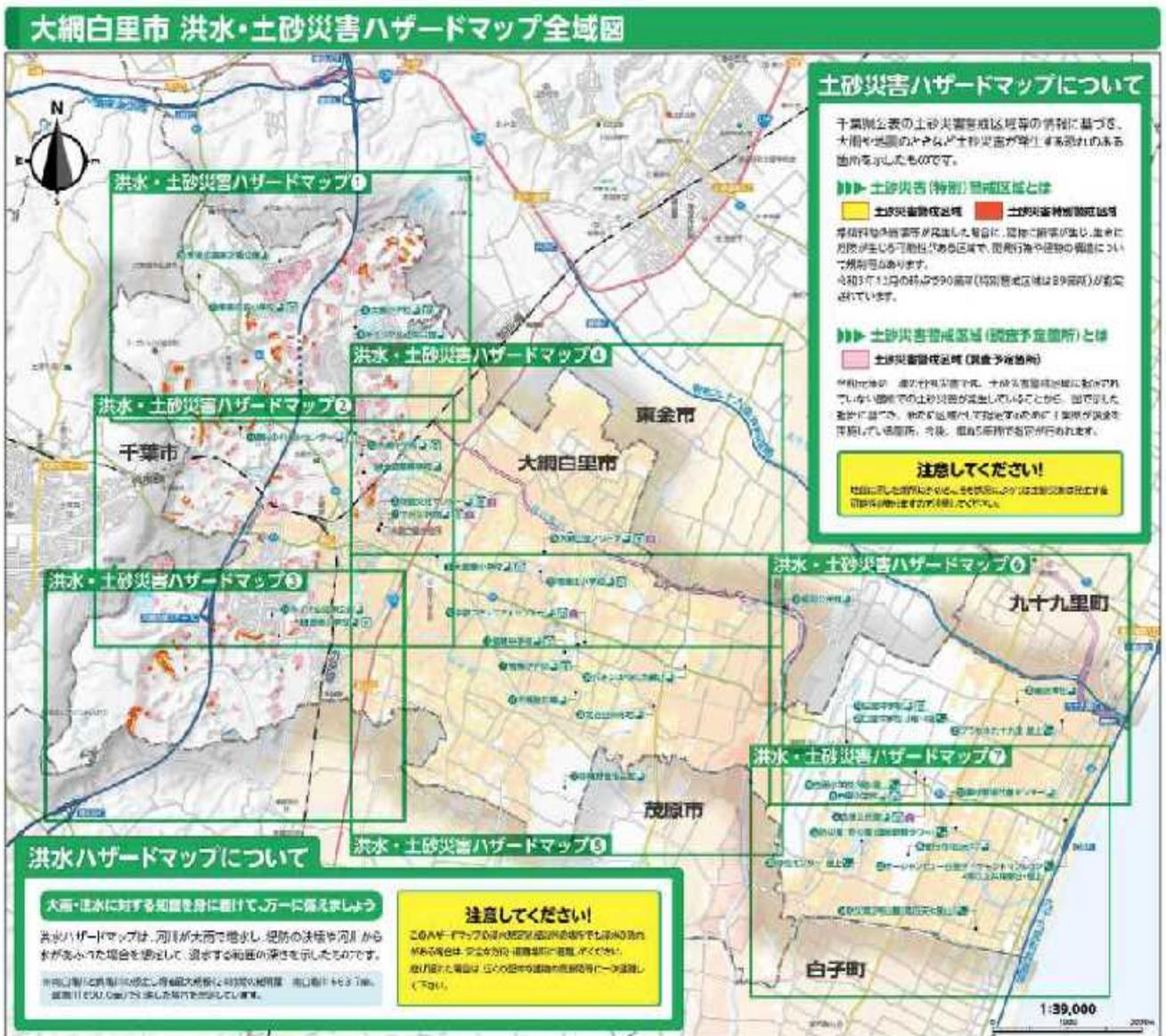
第3節 風水害と被害の想定

1 大網白里市洪水・土砂災害ハザードマップ

市は、千葉県が水防法の改正（平成27年5月）により「想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図」を令和2年5月に公表したことにより、令和3年12月に洪水ハザードマップを作成した。

この洪水ハザードマップは、大雨により南白亀川（24時間総雨量663.7mm）と真亀川（24時間総雨量690.0mm）が氾濫した場合に浸水想定区域（河川の氾濫により浸水が予想される地域や浸水の深さ）や家屋倒壊等氾濫想定区域、避難所等の位置などを掲載している。

大網白里市洪水・土砂災害ハザードマップ



2 土砂災害

土砂災害警戒区域に指定された区域の数は90箇所あり、その内、特別警戒区域と指定された区域の数は89箇所ある。(令和3年2月現在)

これらは、ほとんどが市の整備の台地・丘陵地と谷戸・低地の境界にある斜面で、斜面下には道路や家屋がある。大規模な斜面崩壊は想定されないものの、局地的な土砂崩れのおそれがある。

土砂災害警戒区域等の指定については、「資料編 2-2 急傾斜地崩壊危険区域 2-3 土砂災害警戒区域等の指定」参照。

令和元年の一連の台風被害では、土砂災害警戒区域に指定されていない箇所での土砂災害が発生していることから、国が示した指針に基づき、県が、新たに区域として指定するための調査を実施する区域についても掲載している。

調査予定区域については、「千葉県ホームページ 土砂災害警戒区域等の指定(大網白里市)」参照。

第2章

災害予防対策

第 1 節 市及び地域の防災力の向上

市は、風水害における市及び地域の防災力の向上を図る。その内容については、「地震対策編 第 2 章 災害予防計画 第 1 節 市及び地域の防災力の向上」を参照。

なお、「地震対策」「津波対策」「風水害対策」などで使用できる避難所等に違いがあるため、市が作成した各種ハザードマップによる防災情報の提供や防災教育、避難訓練等の機会を通じ、避難所等の定義や所在地等の周知に努めることとする。（避難所等一覧は本編「第 3 章 災害応急対策 第 6 節 避難対策 第 1 避難所等の指定及び定義」参照）

第2節 水害予防対策

第1 水害予防体制の整備

1 浸水想定区域の把握

山武土木事務所等と連携して、過去の浸水の履歴や大雨時の増水等の状況を把握し、水害の発生するおそれのある河川や浸水の危険のある場所等を把握する。

市では、千葉県が平成19年度に公表した南白亀川及び真亀川水系の浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するため、情報伝達方法や避難所の開設に必要な事項を定め、住民へ周知している。

また、千葉県は、近年多発している激甚な浸水被害に対応するため、平成27年5月に改正された水防法に基づき「想定し得る最大規模の降雨」による浸水想定区域を令和2年5月に公表した。

当市においても、令和3年12月にハザードマップを修正し、過去に経験をしたことがないような降雨にも対応する施策を推進することとする。

2 迅速かつ円滑な避難体制等の整備

(1) ハザードマップ等による防災意識の向上

水害の発生するおそれのある河川や浸水想定区域、浸水区域内の要配慮者利用施設、避難所等を示したハザードマップを作成し、住民に対し水害の危険の認識や避難所等の周知を行い、防災意識の向上に努める。

(2) 洪水予報等の伝達（水防法第15条第1項第1号関係）

国や県、雨量を予測する気象庁は、河川の水位や流量に関する情報の他、住民等の避難行動などを明確にするための洪水予報等を共同で発表する。

このため、市は、市域に係る洪水予報等が発表されたときは、次のいずれかまたは複数の伝達方法により市民等へ周知する。

■洪水予報等の伝達方法

- ・防災行政無線（同報系）
- ・広報車
- ・ホームページ
- ・ツイッター
- ・防災情報アプリ
- ・洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設に対する電話又はFAXによる連絡

※住民等の避難行動などに関連する情報は、洪水注意報に該当する「はん濫注意情報（レベル2）」、洪水警報に該当する「はん濫警戒情報（レベル3）、はん濫危険情報（レベル4）、はん濫発生情報（レベル5）」として発表される。

※水防警報はレベル1である。

(3) 避難場所の開設及び避難誘導（水防法第15条第1項第2号）

市では災害対策基本法（第49条の4）に基づき災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先を確保する観点から、異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として災害が及ばない場所又は施設を指定し、また、洪水に対応する指定緊急避難場所として小中学校や公民館等19箇所を指定している。

※資料編 5-2 避難所、避難場所等一覧を参照

なお、住民等に対し、高齢者等避難、避難指示情報及び避難場所に関する情報を、次のいずれかまたは複数の伝達方法により周知（指示）する。

■ 高齢者等避難、避難指示及び避難場所に関する情報等の伝達方法

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 防災行政無線（同報系）・ 広報車・ ホームページ・ ツイッター・ 防災情報アプリ・ 緊急速報メール（エリアメール等）・ 洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設に対する電話又はFAXによる連絡 |
|---|

(4) 浸水想定区域内の要配慮者利用施設（水防法第15条第1項第4号関係）

浸水想定区域内にある要配慮者利用施設（水防法第15条第1項第4号「ロ 要配慮者利用施設」に該当）の名称及び所在地等は「資料編 避難確保計画を作成する要配慮者利用施設の名称及び所在地」のとおりである。

※要配慮者利用施設の定義

要配慮者利用施設は、水防法及び土砂災害防止法により「社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設」と規定されている。主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上配慮を要する利用者が利用する施設は次に掲げる事業を実施する施設を言う。

①「社会福祉施設」

・ 共同生活援助（グループホーム）、サービス付き高齢者向け住宅、地域密着型介護老人福祉施設、通所介護、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護、地域密着型通所介護、短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、救護施設、老人福祉センター

- ・ 就労継続支援B型、放課後等デイサービス事業所、児童発達支援事業所、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、地域活動支援センター、生活介護
- ・ 家庭的保育事業所、小規模保育事業所、認可外保育施設、保育所

②「学校」

- ・ 幼稚園・小学校・中学校
- ・ 特別支援学校

③「医療施設」

- ・ 病院、診療所（有床）

※対象施設については「資料編 資-30」参照。

(5) 避難確保計画の作成と訓練の実施（水防法第15条第3項関係）

浸水想定区域内の要配慮者利用施設は、水害が発生するおそれがある場合における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための計画（避難確保計画）を作成するとともに計画に基づき訓練を実施しなければならない。

市は要配慮者利用施設の計画の作成及び訓練実施の支援を積極的に行う。

第2 治水対策の推進

1 河川の整備

河川の氾濫を防止するため、県管理の南白亀川、小中川、堀川及び真亀川の河川改修を県に要請し、準用河川である谷中川、金谷川、南豊川にあっては改修事業を推進する。

(1) 水害危険区域の調査

県及び市は、水害による被害の軽減を図るため、水害が発生するおそれのある地域を予め調査し、危険区域の把握に努めるものとする。水害危険区域については、「資料編 2. 災害危険箇所等 2-1 重要水防箇所」参照。

(2) 高潮災害の警戒

本市海岸には防潮堤が整備されているが、異常な海面上昇と強風による高潮災害に対しては警戒が必要である。

豪雨による河川の増水時においては、気圧の変化に伴う高潮の発生は、河川の排水能力を低下させ、浸水地域の発生及びその拡大に繋がる危険性がある。

また、地盤沈下は、河川の排水能力を低下させることから、地盤沈下の進行度合いによっては高潮に対する警戒を更に高め、危険度及び予防措置の見直しを図る必要がある。

(3) 地盤沈下による危険区域の調査

著しい地盤沈下が進行すると、海岸の近くでは高潮や津波、河川沿いにおいてもこれらや豪雨等による洪水の危険度が高まる。また、地盤沈下の進行によって、わずかな降雨に対しても排水不良が起こり、災害に繋がる危険性がある。

本市は、地盤沈下による危険区域に該当している。なお、区域の見直しは、毎年の水準測量調査結果による。

九十九里地区(大網白里市、茂原市、白子町、一宮町、長生村、陸沢町の一部)

(4) 浸水予想区域等の公表

市は、水害の危険性を正しく認識してもらうために、洪水ハザードマップや広報紙等により、一般住民に対して、浸水予想区域や避難所等の周知に努めるものとする。

また、県は、市が洪水ハザードマップを作成するにあたり、県管理河川の洪水情報を提供し、指導するものとする。

(5) 雨水排水指導について

市は、宅地開発による雨水の流出量の増大に対処するため、一定規模以上の開発を行おうとする場合は、調整池等の雨水流出抑制施設を設置するよう指導を行い、一定規模未満の場合であっても、放流先の排水能力、利水の状況により浸透型施設、貯留浸透施設等の設置に努めるよう指導を行う。公共公益施設や大型商業業務施設に雨水浸透柵や浸透トレンチ等の設置に努めるとともに、一般住宅においても雨水浸透柵等の設置の普及に努めるものとする。

2 ため池施設の防災対策

「第2編 地震対策編 第2章 災害予防対策 第2節 地盤災害の予防」を参照。

3 道路災害による事故防止

(1) パトロールの実施の徹底

道路交通の危険防止と交通安全の確保のため、パトロールの実施の徹底を図る。

(2) 緊急時における措置

災害が発生した場合には、通行の危険を防止するため、できるかぎりの応急措置を講ずる。

(3) 異常気象時における交通規制

異常気象時において、道路災害による事故を未然に防止するため、降雨出水等により道路状態が悪く、がけ崩れ、道路破損等が予想され、交通の安全が確保できない場合、また、雨量が規制基準値に達したときは、道路法第46条の規定により、県及び東金警察署と連絡を密にし交通止めの措置等を行う。

4 下水道の整備

市街地における浸水区域の解消を図るため、雨水幹線の整備を図る。また、必要に応じて雨水調整池、雨水ポンプ等の整備を行う。

5 流出抑制策の推進

(1) 雨水貯留施設の設置

造成地等では舗装等により降雨時に排水路へ雨水が一度に集中し、河川が氾濫する危険性がある。そのため、一定規模以上の開発を行おうとする場合は、調整池等の雨水流出抑制施設を設置するよう指導を行い、一定規模未満の場合であっても、放流先の排水能力、利水の状況により浸透型施設、貯留浸透施設等の設置に努めるよう指導を行う。

(2) 雨水浸透施設の整備

雨水の流水を抑制するために、公共公益施設、商業業務施設へ雨水浸透柵や浸透トレンチ等の設置に努めるとともに、一般住宅における雨水浸透柵等の設置について普及に努めるものとする。

6 山林等の治山・砂防に関する事業

山林等は、山崩れ、表面侵食、土砂の下流部への流出防止機能を持っている。

治山事業は、土砂災害防止を目的として実施されるが、水害の予防にも貢献するものである。水害等を防止するための適切な措置を講じ、災害の予防に努める。

7 農作物等の水害予防対策

水害とは、地表水の過剰によって受ける直接又は間接の被害を言い、前者として、大雨に伴う河川の氾濫による田畑の冠水、または、洪水による田畑の流失、山崩れ等による田畑の埋没等の農地に対する被害、後者として、冠水による農作物の腐敗及び病虫害の発生等による間接的な被害が考えられる。

(1) 水害の気象条件

雨による災害の発生は、総雨量もさることながら、時間降雨量も大きな災害要因となる。

近年の気象観測技術をもってしても、局所的な大雨等に対する災害予測が十分行えない中では、各防災関係機関等が、事前の危険予測とその予防措置に十分な配慮を図る必要がある。

① 短時間強雨

雷雨等、短時間に降る強い雨により、低地の浸水、土石流、山崩れ、がけ崩れ等が多発する。

② 短時間強雨を含む大雨(集中豪雨)

台風、低気圧、前線活動による大雨(強雨を伴う)は、山崩れ、がけ崩れ、中小河川の洪水及び氾濫等の大きな災害に結びつくことが多い。

③ 一様な降り方の大雨

前線活動等による大雨が持続することによって、河川が次第に増水し、低地の浸水や洪水等の災害に結びつくことがある。

(2) 水害に対する恒久的な防止策

① 農林経営の立場からの対策

豪雨やりん雨の時期をはずして栽培する方法や、水害に対して抵抗力のある作物を栽培する方法等があるが、水害に対する危険度とコストとを勘案した上で、被害を最小限に抑える対策を講ずる。

② 農林土木からの対策

農作物の被害や農地、農林用施設の被害を未然に防止するため、防災事業を行う。

(3) 水害に対する応急的な対策

① 水害直前(水害が発生しそうな状況)の対策

水害が予想されるときには、河川の堤防の補強、土嚢の配置、あるいは臨時の堤防を築く等の対策を講ずる他、ポンプ排水で河川の流量等の調節を行い、洪水などの予防に努める。

また、被災物を安全な場所に移動させることも対応策のひとつである。

② 水害直後(水害が発生した後)の対策

水害を受けた農作物に対する応急措置は、作物によっても異なるが、一般的なものとしては、水路等における障害物を除去し、排水ポンプ等により耕地の停滞水をなるべく早く除去するように努めなくてはならない。

浸水のため、弱った作物に対しては生育を促す肥料を与え、回復の見込みのない農作物は撤去し、根元が現れた農作物には他から土を入れて根株を固定し、収穫期にある農作物は、水が引いたならば早めに収穫を行いよく乾燥させ病虫害を防除する等の対策を講じる必要が

ある。

③ 水害等に対する事前（平常時）の対策

気象条件等から必要な対策を的確に実施するため、基幹的な排水施設については、事前に試験運転するよう努める。

8 気象、河川流量等の観測

(1) 雨量・水位観測所

千葉県は、県内に千葉県水防テレメーター雨量・水位観測所を県庁局の他 98 箇所、水位観測所を矢作局の他 108 箇所、危機管理型水位計を 34 箇所に設置している。

なお、本市における千葉県水防テレメーターの各観測所は次のとおり

種別	観測所名
雨量・水位観測所	九十根
水位観測所	駒込
危機管理型水位計	九十根、柳橋

9 通信施設水害防止対策

通信に関わる指定公共機関において、過去の災害発生状況を勘案し、重複災害の発生を防ぐため、通信の多重化や停電対策を適切に行うほか、予備電源装置の整備拡充を図る。

【資料編】

2-1 重要水防箇所

第3節 高潮災害予防対策

第1 高潮災害対策

1 護岸の高潮対策

高潮による災害の未然防止と軽減のため、国及び県は、市と調整して、護岸・防潮堤等の整備に努めるとともに監視警戒体制を確立する。

なお、予警報等を受信した場合は、海岸地域及び河川沿岸をパトロールし、潮位・波高を監視するものとする。

2 河川の高潮対策

高潮対策のため、排水機場の整備等に努める。

第4節 土砂災害予防対策

第1 土砂災害防止法に基づく対策の推進

1 土砂災害防止法に基づく対策の推進

土砂災害区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（以下「急傾斜地法」という。）、「砂防法」及び「地すべり等防止法」等に基づき、山武土木事務所等と連携して土砂災害の防止に努める。

■基礎調査

県が、土砂災害により被害を受けるおそれのある場所の地形や地質、土地利用状況などを調査する。

■土砂災害防止法の指定

①土砂災害警戒区域

「土砂災害警戒区域」は、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に住民の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、知事が市町村の意見を聴いた上で指定する。

②土砂災害特別警戒区域

「土砂災害特別警戒区域」は、警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、知事が市町村の意見を聴いた上で指定する。

2 危険回避のためのソフト対策

- (1) 土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるよう警戒避難態勢の整備を図る。
- (2) 想定される衝撃に対し、建築物が安全であるかどうかの建築確認を行う。
- (3) 住宅宅地分譲や、老人ホーム、病院など要配慮者利用施設の建築を行う場合の開発行為に一定の規制を行う
- (4) 著しい損壊が生ずるおそれのある建築物の所有者に対して、移転の勧告を図る。ただし、移転対象になる人に対して融資や資金の確保など支援措置を行う。

3 住民への公表

土砂災害の危険箇所については、次の方法により住民に公表し、注意を促すようにする。

■住民への公表の方法

- ・地域防災計画
- ・ハザードマップ、防災パンフレット
- ・広報紙
- ・インターネット
- ・住民説明会
- ・危険箇所への標識・標柱の設置

4 ハザードマップによる土砂災害警戒区域の周知等

ハザードマップを作成し、土砂災害警戒区域の位置や影響のある範囲を周知するとともに、避難行動等に活用する。

第2 対策の促進

1 対策の実施

土砂災害から住民の生命財産を守り、安全で快適な生活環境を確保するため、区域指定を行い、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業、砂防事業、治山事業を推進する。

■急傾斜地危険箇所、急傾斜地崩壊危険区域の指定

- ①崩壊のおそれのある急傾斜地は、法律に基づき、県知事が急傾斜地崩壊危険区域を指定するため、市長は、県知事と協議し指定を依頼する。
- ②区域の指定を受けた急傾斜地崩壊区域については、県知事が市と連携をとり、急傾斜地の崩壊が生じないように所有者を指導する。
- ③区域の指定を受けた土地所有者又は居住者に対し、防災工事を行うよう指導をする。

■土地所有者等に対する指導

- ①危険な擁壁や自然崖について改善の指導、勧告等を行う。
- ②所有者に維持保全義務を認識させる。
- ③大雨時にパトロールを実施し、危険箇所付近の住民に注意を促す。

■崩壊防止工事の実施

- ①建築物の建て替え時に、法律に基づき擁壁の設置等の指導を行う。
- ②崩壊防止工事を行うよう指導する。

■急傾斜地崩壊危険箇所の指定基準

- ①傾斜度が30度以上、高さが5m以上の斜面で崩壊により危害が生ずるおそれがある人家5戸以上ある区域。
- ②同様な斜面で人家は5戸未満であっても、官公署、学校、病院、公民館、旅館等に危害が生ずるおそれがある区域。

■急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地法において「急傾斜地」とは、傾斜度が30度以上である土地をいう。県知事が市長の意見を聴いて、崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようにするため、以下の行為が行われることを制限する必要がある土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するもの。

■制限される行為

- ①水を放流し、又は停滞させる行為その他水の浸透を助長する行為。
- ②ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造
- ③のり切り、切土、掘さく又は盛土
- ④立木竹の伐採
- ⑤木竹の滑下又は地引きによる搬出
- ⑥土石の採取又は集積
- ⑦全各号に掲げるもののほか、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為で政令で定めるもの。

■土砂災害警戒区域

土砂災害のおそれのある区域「土砂災害警戒区域（イエローゾーン）」と、建物の損壊により大きな被害が生ずるおそれのある区域「土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）」は、土砂災害防止法に基づき県が指定する。

市は、土砂災害のおそれのある以上の区域において、土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように、警戒避難体制の確立を図る。

■土砂災害警戒区域の指定基準

- ①傾斜度が30度以上で高さが5メートル以上の区域
- ②急傾斜地の上端から水平距離が10メートル以内の区域
- ③急傾斜地の下端から急傾斜地高さの2倍（50メートルを超える場合は50メートル）以内の区域

■山地災害危険地区

「山地災害危険地区」は、山地災害危険地区調査に基づき国又は県が指定し、市では、山腹崩壊危険地区が餅ノ木や金谷郷地区などに指定され、市ホームページで周知している。

第3 警戒避難体制の整備

1 土砂災害危険箇所の点検

市は県と連携して、台風期及び豪雨等土砂災害の発生が予測されるときは、随時に防災パトロールを実施し、当該箇所での災害発生の兆候についての的確に把握するものとする。

2 警戒・避難・救護等緊急対策に関する体制整備

市は、土砂災害の発生に対し、警戒、避難、救護等が円滑に実施できるよう、次のような措置により体制の強化を図るものとする。

(1) 住民への周知徹底

土砂災害危険箇所周辺地域の実情に即した警戒、避難誘導、救護の方法を明確化し、住民への周知徹底を図るものとする。

(2) 避難体制の確保

個々の土砂災害危険箇所について、地域の実情に応じた避難所及び避難場所を確保するほか、避難路の整備に努めるものとする。

(3) 情報収集伝達体制

災害時における指揮命令伝達体制、職員の動員配備体制、及び雨量情報、土砂災害警戒情報、住民からの前兆現象や近隣の災害発生情報等の情報収集伝達体制の点検整備を図るものとする。

(4) 要配慮者施設の避難体制（土砂災害防止法第8条第2項関連）

土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設は、土砂災害が発生するおそれがある場合における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための計画（避難確保計画）を作成するとともに、計画に基づき訓練を実施しなければならない。

市は要配慮者利用施設の計画の作成及び訓練実施の支援を積極的に行う。土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設（土砂災害防止法第8条第1項第4号関連）は「資料編 避難確保計画を作成する要配慮者利用施設の名称及び所在地」のとおりである。

(5) 避難行動要支援者の避難体制

在宅の避難行動要支援者等に対する個別避難計画を作成し、避難の体制を確立する。

(6) 自主防災組織の育成

自主防災組織の育成に努め、その組織を通じて災害に関する予警報や避難指示の伝達、地区の情報収集等の防災活動を行うものとする。

3 土砂災害警戒情報の発表

(1) 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨警報が発令され、土砂災害発生の危険性が高まったときに、県と銚子地方気象台が共同で発表する。

市は、土砂災害警戒情報が発表されたときは、周知徹底するとともに、高齢者等避難、避難指示の発令を判断する。

(2) 土砂災害警戒情報の発表単位

土砂災害警戒情報の発表は、市町村単位とする。

(3) 土砂災害警戒情報の発表基準

2時間先までの予測雨量が土砂災害発生危険基準線を超過するとき。

(4) 土砂災害警戒情報の解除基準

土砂災害警戒避難基準雨量を下回り、かつ、短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるときとする。ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず基準を下回らない場合は、県と銚子地方気象台が協議のうえ解除できるものとする。

(5) 土砂災害警戒情報の伝達経路

土砂災害警戒情報の伝達経路は、警報・注意報と同様の経路で市へ伝達する。

(6) 情報の特徴

土砂災害警戒情報は、降雨から予測可能な土砂災害の内、避難指示等の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としている。

4 防災知識の普及・啓発

(1) 土砂災害に関する知識の普及と防災意識の高揚等

市は県と協力し、住民に対しインターネット、広報紙、パンフレット等多様な手段により、土砂災害に関する知識の普及と防災意識の高揚を図るものとする。

また、全国的に実施される土砂災害防止月間等において、災害発生時における応急対策の迅速・円滑化を図るため、各種防災訓練の実施に努めるものとする。

(2) 土砂災害危険箇所・土砂災害警戒区域の公表

県は、土砂災害による被害を未然に防ぐ、あるいは、被害を最小限に抑えるため、土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域の指定箇所を公表する。

【資料編】

2-3 土砂災害警戒区域等の指定

第5節 風害予防対策

第1 農作物等の風害予防対策

農作物に被害を与える強風には、台風、冬季の季節風、その他フェーンや降雹^{こうひょう}に伴う局地的な強風等がある。強風は、作物に被害を与えるだけでなく、土壌の乾燥や、風による土壌浸食(風食)を発生させる。また、肥えた耕土が吹き飛ばされてやせ地になったり、飛土が作物を埋没させる等の被害をもたらす。

1 風害の恒久的対策

(1) 防風林の設置

① 設置場所

平地では、冬季の季節風に対して北方に、また、暴風雨や台風対策のために南西又は南東方向に防風林を設置することが望ましい。

また、傾斜地においては、山背風の流入を防ぐように設置するよう対策する。

② 幅員及び樹高

通常20～30m幅が望ましいとされている。

③ 樹種と選定条件

防風林用の樹種としては、その土地に適し、成長が早く、枝条や葉が密生する樹種、耐風性がある他に、耐寒性等の伴う樹種が望ましい。一般的な防風林用の樹種としては、クロマツ、スギ、ヒノキのほか、シラカシ、エンジュ、ヤブツバキ、マサキ、アオキなどがある。

④ 多目的防災網の設置

果樹は、風害対策として、防風林やネットを設置してきたが、最近では、風だけではなく、降雹、害虫、鳥などを防ぐ多目的に利用できる多目的防災網が開発され、普及しつつある。

この多目的防災網を的確に使用することで、果樹等の風害などの被害を未然に防ぐことが可能となる。

強風害及び降雹を伴う強風害を防ぐために、適期に多目的防災網を設置する必要がある。

第2 電力施設風害防止対策

1 強風対策

(1) 災害予防計画目標

建物に対する風圧力は、建築基準法による。

送電、配電、通信の各設備に対する風圧荷重は、電気設備技術基準の各該当項目による。

なお、変電装備の屋外鉄鋼については、風速40m/sとしている。

(2) 防災施設の現況

① 送電設備

支持物及び電線の強度は、風速40m/s(地上15m)を基準にし、風速の上空増を考慮した風圧に耐え得るよう設計している。

送電線付近の樹木については、所定の離隔を確保し、風害発生のおそれがある樹木の伐採に努めている。

② 変電設備

最近の標準設計では、屋外鉄構の強度は風速40m/s(地上15m)の風圧に耐え得るものになっている。

③ 配電設備

各設備とも、計画設計時に建築基準法および電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分考慮するとともに、既設設備の弱体箇所は、補強等により対処している。電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行っている。また、地盤軟弱箇所(液状化地域等)における根かせの施設や不平均張力を極力回避するなど耐震性向上を考慮した設計を行っている。

④ 通信施設

無線のアンテナ支持物に対する強度は、前記のとおり電気設備技術基準による。

(3) 防災事業計画

全般計画及び実施計画は、各設備とも「防災施設の現況」に準じ実施するよう努める。

2 塩害対策

(1) 災害予防計画目標

本県は、塩害の多発地帯であり、特に台風の場合は、ほとんど、塩害が発生するので、対策を講ずる。

(2) 防災設備の現況

① 送電設備

塩害汚損区分に応じ、がいし増結又は耐塩がいし使用による絶縁強化を主体とする対策を実施している。

② 変電設備

大網白里市における変電設備は、縮小・密閉型の機器を採用している。

③ 配電設備

耐塩用がいし、耐塩用変圧器および耐塩用開閉器等を使用している。

(3) 防災事業計画

全般計画及び実施計画は、各設備とも上記(2)に準じ実施するように努める。

第3 通信施設風害防止対策

1 強風対策

東日本電信電話株式会社は、次のように対策を講じている。

局外設備は、過去の発生地域の調査検討により、重複災害の発生を防ぐため、設備の2ルート化及び地下化を推進する。局内設備は、風害時の停電による通信機器用電源の確保については、予備エンジンにより実施する。空中線は、無線のアンテナ支持物に対する強度は、電気設備技術基準又は網構造物設計基準によっている。

2 塩害対策

本市は、塩害を被りやすい地勢にあるので、海岸線付近に設置する空中線は、塩害防止対策を施している。

第6節 火災予防対策

第1 火災予防対策の強化

1 火災予防査察

山武郡市広域行政組合消防本部は、火災予防運動期間(3月1日から7日間の春季及び11月9日から7日間の秋季)を重点的に、消防法第4条及び第16条の5の規定により、防火対象物の所有者等に対して、火災予防上必要な資料の提出や防火対象物への立入検査等を行い、火災予防の徹底を図る。

予防査察の主眼点は、次のとおりである。

■予防査察の主眼点

- ①消火設備・警報設備・避難設備・消防用水・その他消火活動上必要な施設が、消防法施行令で定める基準どおり設置されているかどうか。
- ②炉・かまど・ストーブ・ボイラー・乾燥設備・変電設備等火気使用設備の位置、構造及び管理の状況が、火災予防条例で定める基準どおり確保されているかどうか。
- ③こんろ・火鉢等火気を使用する器具及びその使用に際し、火災発生のおそれのある器具の取扱状況が、火災予防条例どおり確保されているか。
- ④スーパーマーケット・旅館等公衆集合場所での裸火の使用等について、火災予防条例に違反していないかどうか。
- ⑤指定数量未満の危険物、指定可燃物等の貯蔵取扱の状況が、火災予防条例に違反していないかどうか。
- ⑥その他の残火、取灰の不始末、たき火の禁止等屋外における火災予防事項及び火災警報令下における火の使用制限等が遵守されているかどうか。
- ⑦住宅の用途に供される防火対象物において、住宅用火災警報機器が設置及び維持されているか。

2 多数の者を収容する建築物の防火対策

多数の者を収容する建築物の管理権限者に対し、防火管理者の選任及び防火管理者による消防計画の作成を履行させるとともに、当該消防計画に基づく下記事項を遵守させる。

■多数の者を収容させる建築物への防火対策

- ①自衛消防組織の編成及び自主検査ならびに消防用設備等の適正な点検、整備の実施
- ②消火、通報、避難等の訓練の実施
- ③建築物等の維持管理及び自主検査ならびに消防用設備等の適正な点検、整備の実施
- ④収容人員及び火気使用等に関する管理監督業務の実施
- ⑤従業員等に対する防災教育の実施

3 危険物貯蔵所等の防火対策

ガソリンスタンド等危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所に対して下記事項を遵守させる。

■危険物貯蔵所等の防火対策

- ①位置、構造、消火設備、警報設備等は、危険物規制の政令基準どおり実施させる。
- ②危険物の貯蔵、取扱・移送・運搬方法は、危険物取扱者をして政令基準どおり実施させる。
- ③消防用設備等で政令に定められているものの工事又は整備は、消防設備士により政令の基準どおり実施させる。
- ④屋外貯蔵タンクで政令で定めるものは、政令で定める時期に保安検査を実施する。
- ⑤政令で定めるところにより、定期点検を実施させる。

第2 出火防止

「第2編 地震対策編 第2章 災害予防計画 第3節 都市の防災性の強化 第6 火災の予防」を準用。

第7節 雪害予防対策

第1 道路雪害防止対策

1 除雪区分

(1) 車道の除雪区分

次のとおりとする。

区分	道路種別	除雪目標
第1種	一般国道	2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は常時交通を確保する。 全幅員除雪は早期に実施すること。
第2種	主要地方道	2車線幅員確保を原則とするが、状況によっては1車線幅員で待避所を設ける。 全幅員除雪は極力早期に実施すること。
第3種	一般県道	1車線幅員で、必要な待避所を設けることを原則とする。

(2) 歩道及び歩道橋

歩道は、通学路を優先とし、除雪に努める。

なお、除雪対象の積雪量は定めないが、歩行者に危険のないよう対処するものとする。

歩道橋については、特に留意し、積雪のあった場合は、除雪に努める。

2 除雪作業

関係業者の協力を得て、除雪を実施する。

融雪時の夜間凍結による「スリップ防止」については、通行制限の実施必要な措置及び砂、散布材等の諸資機材の準備等、道路管理体制の整備を行っておくものとする。

第2 気象の観測

1 降雪等の観測

防災気象情報システムの整備を行い、気象情報の観測に基づいて適切な配備態勢をとる。

第3 農作物等の雪害防止対策

農作物が雪害をこうむる状況には、積雪の重さによるもの、積雪の沈降によるもの、積雪の移動によるもの、長期積雪によるもの及び積雪の崩壊によるもの等に分けることができる。

なお、この他には、雪解け等による間接的な冷水害も考えられる。

1 野菜について

(1) 事前対策

- ①ビニールハウスは、構造が簡単であるため、強度が弱く、中でも、連棟ハウスや年数が経過したものは更に弱いものが多い。このため、丸太等で各部を十分強化し、倒壊の防止に努める。
- ②ビニールハウスは、積雪20cm以上になると倒壊の危険があるので、屋根の除雪に留意すると同時に、暖房器具の設置してあるものは、事故に注意して加温調節を行うものとする。

(2) 事後対策

- ①降雪後は、急激に気温が低下することが多いので、ビニールハウスに定植したものは、寒害を予防するため、夜間の保温に注意を要する。この際、暖房器具の故障等による二次災害に十分注意を払うものとする。
- ②露地野菜も、降雪による凍害を受けやすいので、できる限り除雪及び融雪の促進に努め、融雪後は、追肥や薬剤散布による病害予防によって発育の回復を図るものとする。

2 果樹について

(1) 事前対策

- ①降雪荷重による枝折れ、裂傷及び倒伏を避けるために、支柱を立てること。積雪中に、竹竿等を利用して、枝を揺さぶり、雪を落とすことが必要で、特に結果樹の除雪は大切である。
- ②降雪後の寒風害を予防するため、防風林、防風網の設置、整備を行うよう努める。

(2) 事後対策

- ①融雪が遅れると、枝折れ、裂傷の他に、生理障害を起こすことがあるので雪の上に黒土や灰等を撒いて融雪を促進する。ただし、雪で埋まった幼木や下枝の除雪は、気温が低い場合に行うとかえって凍害をうけるので注意する。
- ②裂傷樹は、折れた部分で切り取り、選定時に切もどし、切り口を削って保護材を塗るか、裂傷した樹を結束し、保護材を塗り支柱をたて対処する。

3 花きについて

(1) 事前対策

- ①ハウス等の施設については、積雪荷重による被害を防ぐため、丸太等で各部を十分補強する。
特にパイプハウスは、屋根部が弱いので、中柱を立てて補強する。
- ②ハウス屋根の積雪は、20cmを超えると倒壊の危険があるので、除雪に努める。
- ③ハウス内作物の保護は、暖房器具等を用いるが、停電等の運転中断や、温度調節に注意を払うこと。
- ④露地のものについては、支柱を立て、フラワーネット等を張って、倒伏から守る。

(2) 事後対策

- ①降雪後は、直ちに除雪を行い、晴天の日は、遮光をして直射日光による害から守り、また、除雪とともに融雪につとめ、施設付近に堆積しておかないこと。
融雪の際は、湿害に注意し、二次的な病害から守る。
- ②露地のものについては、降雪後にくん炭等をまいて融雪に努めるとともに、湿害から守る。

第4 電力施設雪害防止対策

1 送電設備

想定される着雪荷重に対して、電線及び支持物の強度検討を実施し施設している。なお、電線への着雪及び電気事故防止のため、難着雪対策等必要な措置を講じている。

2 配電設備

難着雪対策を施した電線を全体に適用している。

第5 通信施設雪害防止対策

通信に関わる指定公共機関において、水害、風害防止対策に準じ、風害防止対策に準じて通信線路設備、局内設備対策を実施する。

第 8 節 防災拠点施設等の整備

「第 2 編 地震対策編 第 2 章 災害予防対策 第 4 節 防災拠点施設等の整備」を準用。

第 9 節 要配慮者の安全確保

「第 2 編 地震対策編 第 2 章 災害予防対策 第 8 節 要配慮者の安全確保」を準用。

第 3 章

災害応急対策

第1節 災害応急活動体制

項	目	担 当
第1	活動体制と配備基準	全組織
第2	職員等の配備・参集	全組織
	1 職員等の配備・参集	
	2 職員の配備	
	3 参集の伝達方法・経路	
	4 参集報告	
	5 参集方法	
	6 被害状況の報告	
第3	災害警戒本部と災害対策本部	全組織

<方針・目標>

- ◆災害基準に応じた配備体制に基づき、災害応急対策を迅速・的確に実行できるよう本部体制を組織する。
本部体制は、「災害警戒本部」と「災害対策本部」の2種類の本部体制を、自動配備により確保する。
- ◆勤務時間内に災害が発生したときは、配備基準に沿って直ちに本部体制へ移行することとし、休日・夜間等の勤務時間外の場合には、自動配備及び市長判断による招集配備により本部体制を確立させる。

第1 活動体制と配備基準

災害が発生した場合には、本市内における災害の危険性及び被害の状況に応じて、次の配備基準により活動体制を構築するものとする。

■活動体制と配備基準

体制 配備	災害警戒本部 体制		災害対策本部 体制	
	第1 配備	第2 配備	第3 配備	第4 配備
風水害 ○市長判断	○気象警報（波浪除く）が発表され、災害発生のおそれがあり、市長が必要と認めたとき	○次の気象情報のいずれかが発表され、災害発生のおそれがあり、市長が必要と認めたとき （1）土砂災害警戒情報 （2）気象特別警報 ○市域が台風の暴風域に入ることが見込まれ、市長が必要と認めたとき。 ○第1 配備体制を強化する必要があると、市長が認めたとき	○市域に局地的な災害が発生または予想され、市長が必要と認めたとき	○市域の広い範囲で被害が発生または予想され、市長が必要と認めたとき
活動体制	災害関係課等の職員で情報収集連絡活動が迅速に行える体制とする。	第1 配備体制を強化し、応急対策の準備あるいは実施を行い、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とする。	被災地域についての救助・救護活動を行い、又その他の地域に災害が拡大するのを防止するための応急対策活動および復旧対策活動に対処できる体制とする。	市の組織及び機能の全能力をあげて応急対策に対処できる体制とする。
配備要員配置の考え方	配備要員は所掌業務などを勘案して、あらかじめ各課等において定める。	同左	職員のおおむね2 / 3を配備する。	職員全員を配備する。

第2 職員等の配備・参集

1 職員等の配備・参集

職員及び消防団員は、次の配備体制に基づき災害対応を行うこととする。

■職員等の配備体制

配備基準	風水害 ○市長判断	○気象警報（波浪除く）が発表され、災害発生のおそれがあり、市長が必要と認めるとき	○次の気象情報のいずれかが発表され、災害発生のおそれがあり、市長が必要と認めるとき (1)土砂災害警戒情報 (2)気象特別警報 ○市域が台風の暴風域に入ることが見込まれ、市長が必要と認めるとき ○第1配備体制を強化する必要があると、市長が認めるとき	○市域に局地的な被害が発生または予想され、市長が必要と認めるとき	○市域の広い範囲で被害が発生または予想され、市長が必要と認めるとき	備考	
		災害警戒本部		災害対策本部			
		本部の名称	第1配備	第2配備	第3配備		第4配備
		配備体制					
		本部長	安全対策課長	副市長	市長		
		副本部長	なし	なし	副市長		
		本部長付	なし	なし	教育長		
		本部員	担当課等の長	全ての課等の長	全ての課等の長		
本部連絡員	なし	なし	各部1名				
1	安全対策課	△	●	●	●	事務局	
2	秘書広報課		△	□	●	事務局	
3	総務課		△	□	●	事務局	
4	財政課		△	□	●	事務局 公共施設部	
5	企画政策課		△	□	●	事務局	
6	会計課			□	●	事務局	
7	議会事務局			□	●	事務局	
8	監査委員事務局			□	●	事務局	
9	農業振興課	△	□	●	●	避難所運営部 公共施設部 災害医療部 被害調査部	
10	建設課	△	□	●	●	公共施設部	
11	都市整備課		△	●	●	公共施設部 被害調査部	
12	下水道課	△	□	●	●	公共施設部	
13	ガス事業課		△	●	●	公共施設部	
14	税務課		△	□	●	被害調査部	
15	市民課		△	□	●	避難所運営部 被害調査部	

配備基準	風水害 ○市長判断	○気象警報(波浪除く)が発表され、災害発生のおそれがあり、市長が必要と認めたとき	○次の気象情報のいずれかが発表され、災害発生のおそれがあり、市長が必要と認めたとき (1)土砂災害警戒情報 (2)気象特別警報 ○市域が台風の暴風域に入ることが見込まれ、市長が必要と認めたとき ○第1配備体制を強化する必要があると、市長が認めたとき	○市域に局地的な被害が発生または予想され、市長が必要と認めたとき	○市域の広い範囲で被害が発生または予想され、市長が必要と認めたとき	備考	
		災害警戒本部		災害対策本部			
		本部の名称	第1配備	第2配備	第3配備		第4配備
		配備体制	安全対策課長	副市長	市長		副市長
		本部長	なし	なし	教育長		
		副本部長	なし	なし	担当課等の長		全ての課等の長
		本部長付	なし	なし	なし		各部1名
		本部員	なし	なし	なし		なし
16 地域づくり課		△	□	●	事務局 避難所運営部 公共施設部 災害医療部		
17 社会福祉課	△	□	□	●	避難所運営部		
18 子育て支援課	△	□	□	●	避難所運営部 公共施設部		
19 高齢者支援課	△	□	□	●	避難所運営部 公共施設部		
20 健康増進課	△	□	□	●	公共施設部 災害医療部		
21 商工観光課		△	□	●	被害調査部		
22 市立大綱病院		△	□	●	公共施設部 災害医療部		
23 管理課		△	□	●	公共施設部 避難所運営部		
24 生涯学習課	△	□	□	●			
25 大綱白里アリーナ		△	□	●			
26 中央公民館		△	□	●			
27 白里公民館		△	□	●			
28 中部コミュニティセンター		△	□	●			
29 図書室		△	□	●			

消防団		副本部長以上	正副分団長以上	全団員	
-----	--	--------	---------	-----	--

各課等の長は「職員等の配備体制」、「災害対策本部（災害警戒本部）組織図」及び「事務分掌」を参考に所属する職員のうちから、

各配備に対応する職員を予め指名する。

- △…若干名の職員
- …半数程度の職員
- …全職員

消防団員を兼ねる職員は、消防団員として出動する必要が生じた場合は、所属長と出動可否を協議する。

なお、所属長は、その災害の規模や程度を十分考慮することとし、災害対策本部が設置された場合には、所掌する事務を優先させることとする。

2 職員の配備

各課等の長は、「災害発生初動期における職員行動マニュアル」に基づく配備要員を年度当初に予め指名し、安全対策課長に報告する。また、「職員等の配備体制」、「災害対策本部（災害警戒本部）組織図」及び本節に記載した「事務分掌」を参考に、所属する職員のうちから、各配備に対応する職員を予め指名することとする。

また、各職員においては、「招集配備」を必要とする災害の発生に備え、招集指示に係るメール配信や気象警報等を確認できる体制を整備する他、職務として災害対応に従事するにあたり、予め家族間等で災害発生時の対応を協議しておくこととする。

3 参集の伝達方法・経路

風水害は、「配備基準」に基づく「招集配備」を基本とする。

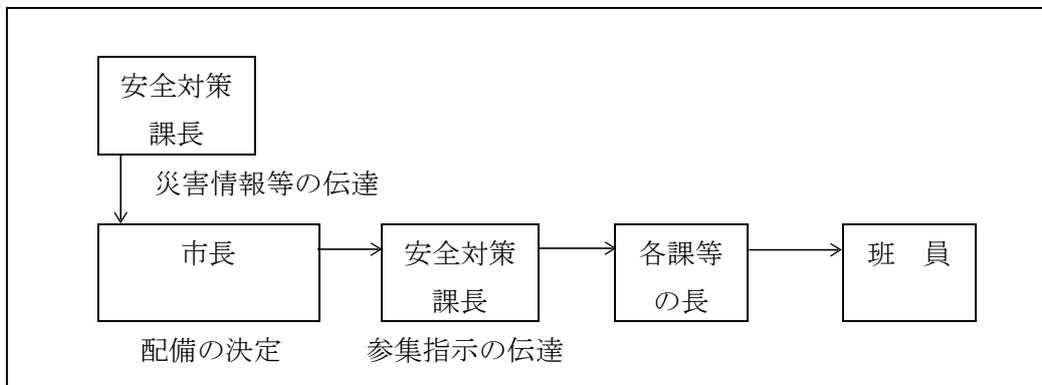
「配備基準」に該当する職員は、自らの安全確保を最優先に、家族の安全確認を行った上で、所属する勤務場所または予め指定された場所へ速やかに参集することとする。

なお、「配備基準」に該当しない職員については、災害情報の確認を行うなど、高次の配備体制に向けた招集指示へ備えることとする。

(1) 市長判断による招集配備

「招集配備」とは、市長の判断により「メール配信」または「職員緊急連絡網」によって招集指示が発令されたとき、「配備基準」に該当する職員等が参集することを言う。

■参集の伝達経路



4 参集報告

各課等の長は職員の参集状況を取りまとめ、安全対策課へ報告する。

なお、各課等の長は、所属する職員の安否確認を迅速に行うため、メールによる安否確認など、職員との連絡方法について予め調整を図ることとする。

5 参集方法

参集方法は、災害や交通渋滞などの状況に応じ、徒歩・自転車・バイクを用いるものとする。

なお、災害の状況等を考慮し、自らが必要とする衣類や食料等について、可能な限り持参するものとする。

6 被害状況の報告

参集にあたり、災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急度の高い情報を、他の情報に優先して収集し、災害対策本部へ報告する。

第3 災害警戒本部と災害対策本部

「第2編 地震対策編第3章 災害応急対策 第1節 災害応急活動体制 第3 災害警戒本部と災害対策本部」を準用。

第2節 情報の収集・伝達

項目		担 当
第1 気象に関する情報の収集・伝達	1 気象情報等の発表	事務局(情報班)、防災関係機関、消防団、その他各部各班、自主防災組織等
	2 気象情報の収集・伝達	
	3 通信 連絡体制	
第2 避難指示等の発令	1 避難指示等の発令基準	本部長(市長)、防災関係機関、消防団
	2 発令権者及び要件	
	3 県に対する報告	
	4 住民への情報伝達	
	5 関係機関への通報	
第3 住民への伝達・広報	1 災害対策本部からの広報	事務局(情報班、広報班)、消防団

<方針・目標>

- ◆被害を最小限にとどめるために、迅速に災害情報を把握し住民等に伝達するとともに、その後の時間経緯に応じ必要な情報を住民等に提供する。
- ◆応急対策活動を実施するため、関係機関と連携し、災害に関する情報を的確かつ迅速に把握する体制を整える。
- ◆災害の状況に応じ、避難指示等の発令や警戒区域の設定を行い、住民の生命又は身体を災害から守る。
- ◆情報不足による混乱の発生を防止するため、平常時の広報手段を活用するほか、避難所への広報掲示など、多様な方法によって正確な情報を伝えるための広報活動を実施する。

第1 気象に関する情報の収集・伝達

1 気象情報等の発表

本部事務局（情報収集班）は、電話及び千葉県防災情報システム等を通じて、気象庁及び銚子地方気象台等が発表する情報を速やかに収集する。

通信回線の障害・不通時は、気象に関する情報をテレビ・ラジオ等あらゆる手段で入手する。

(1) 気象注意報・警報

銚子地方気象台は、次のような気象注意報・警報・特別警報を発表する。

■気象注意報・警報の種類

注意報	風雪・強風・大雨・大雪・濃霧・雷・乾燥・着氷(雪)・霜・低温 高潮・波浪・洪水
警報	暴風・暴風雪・大雨・大雪 高潮・波浪・洪水
特別警報	大雨・大雪・暴風・暴風雪 波浪・高潮
記録的短時間大雨情報	1時間雨量で100mmを越す降水が観測された場合

(2) 気象情報

銚子地方気象台は、警報・注意報に先立って注意・警戒を呼び掛けたり、警戒・注意報の発表中に現象の経過、予想、防災上の留意点を解説したりするため、「気象情報」を発表する。

また、記録的な短時間の大雨を観測したときに、より一層の警戒を呼び掛けるときに、記録的短時間大雨情報を発表する。

(3) 火災気象通報

銚子地方気象台は、消防法(昭和23年法律第186号)第22条第1項に基づき、次のような気象状況のとき、火災気象通報の発表及び通報を行う。市長は、この通報を受けたとき、又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めるときは、火災警報を発令することができる。

■火災気象通報の基準

①実効湿度が60%以下で最小湿度が30%以下になる見込みのとき。

②平均風速13m/s以上の風が吹く見込みのとき。

ただし、降雨（雪）を伴うときは火災気象通報を行わない事がある。

(注)基準値は気象官署の値(ただし、銚子地方気象台は15m以上)

(4) 土砂災害警戒情報

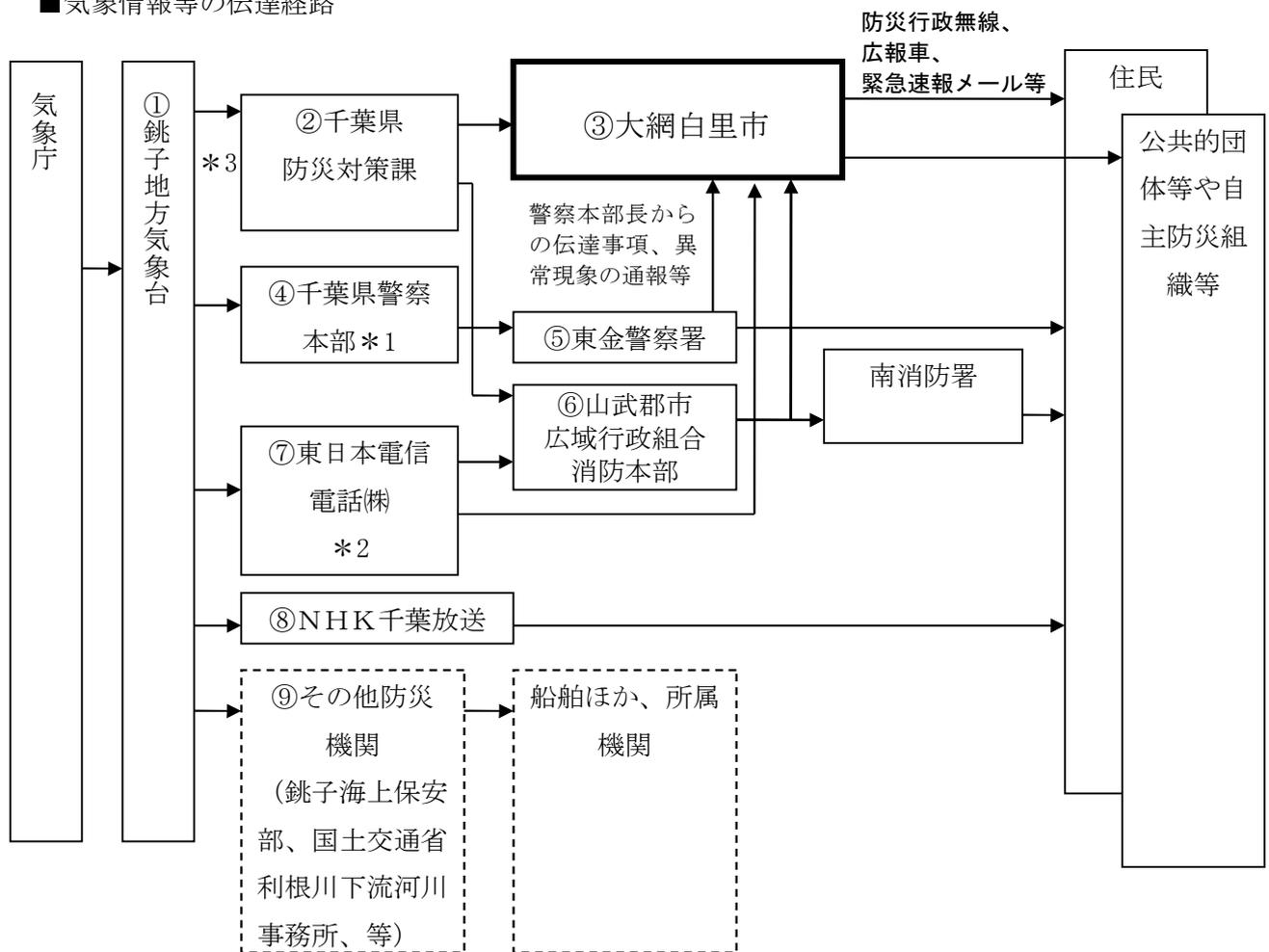
土砂災害警戒情報は大雨により、土砂災害発生のおそれがあるときに防災情報として県と気象台が共同で発表する。

市は、土砂災害警戒情報が発表されたときは、避難指示等を発令する際の判断基準にするとともに防災体制の強化を図る。また、住民の自主避難の準備情報として周辺住民に対し周知徹底するものとする。

2 気象情報の収集・伝達

気象情報等の伝達系統及び方法は、次のとおりである

■気象情報等の伝達経路



*1：気象業務支援センターを経由

*2：東日本電信電話株については、東日本NWオペレーションセンタ（ENC）経由で銚子地方気象台から伝達される。

*3：銚子地方気象台から県までの伝達は「千葉県防災情報システム」等により行う。なお、情報伝達用の代替通信経路として、千葉県防災行政無線及びNTT公衆回線等で行う。

3 通信 連絡体制

(1) 通信手段

① 電話

ア 災害時優先電話

あらかじめ、災害時優先電話として登録されている電話を活用し 連絡を行う。

イ 非常通話・緊急通話

加入電話による通話が困難な場合は、あらかじめN T Tに申し出ている電話から、交換手に非常通話・緊急通話の申し込みを行う。

ウ F A X

災害対策本部と関係機関の情報伝達及び報告等の通信連絡は、正確を期するため原則としてF A Xによる文書連絡により行う。

② 市防災行政無線

市防災行政無線（固定系）を用いて 災害対策本部から住民への放送を行う。

また、市防災行政無線（移動系）を用いて、災害対策本部と出先機関及び災害現場へ出動している職員間の連絡を行う。

③ 千葉県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）

県が設置している千葉県防災行政無線、千葉県情報システム等により 県災害対策本部、関係機関との通信及び総務省消防庁への報告を行う。

④ メール配信

「緊急速報メール（エリアメール、緊急速報メール）」により、本市周辺の緊急速報メールに対応する携帯電話等に対し、文字情報を送信する。

なお、職員参集に関しては、「まちコミ.com」を使用する。

(2) 通信施設が使用不能となった場合の措置

本部事務局（情報通信班）は、市が所有する通信手段が被災した場合又は著しく通信が困難となった場合は、次の機関所属の無線局を利用する。

① 県の無線通信施設

② 関東地方非常通信協議会の構成機関の通信施設

ア 警察通信施設

イ 国土交通省関係通信施設

ウ 海上保安部通信施設

エ 日本赤十字社千葉県支部通信施設

オ 東日本電信電話株式会社千葉支店通信施設

カ 東京電力パワーグリッド(株) 通信施設

キ 日本放送協会（NHK）千葉放送局通信施設

③ 災害時における放送及び緊急警報放送の要請

④ その他

ア アマチュア無線の活用

イ タクシー会社等が管理する業務用無線の活用

第2 避難指示等の発令

1 避難指示等の発令基準

災害が発生し又は発生のおそれのあるときに、本部長（市長）は、必要と認める地域の必要と認める住民に対し、「避難指示」を発令する。

「避難指示」は、災害のおそれが高く危険な場所からの避難を指示するものである。また、立ち退き避難を行うことによりかえって生命や身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ事態に照らし緊急を要すると認めるときは、本部長（市長）は、「緊急安全確保」を発令する。

「緊急安全確保」は、身の安全を確保するため、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避等緊急に安全を確保するための措置を指示するものである。

高齢者等避難は、人的被害が発生する可能性の高まった状況において、要配慮者など避難行動に時間を要する者の避難所への避難行動の開始や、それ以外の人に家族等との連絡や非常用持出品の用意など避難準備を行うものである。

なお、県、県警本部、市、自衛隊及び海上保安部等の避難の指示の発令権者が、避難のための立ち退き又は緊急安全確保措置を指示した場合において、その内容を相互に通報連絡するものとする。

■土砂災害

以下の基準に達した場合、土砂災害警戒区域の地区ごとに避難指示等を発令することとする。

種 別	基 準
警戒レベル3 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」となった場合 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
警戒レベル4 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報が発表された場合 土砂災害の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」となった場合 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が立ち退き避難が困難になる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立ち退き避難中に暴風が吹き始めることがないように暴風警報発表後速やかに発令） 土砂災害の前兆現象が発見された場合
警戒レベル5 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合 土砂災害の発生が確認された場合

■河川洪水

水位周知河川の南白亀川、小中川、真亀川は、水位観測所の測定結果と避難指示の発令基準に基づき、避難指示等を発令する。この際、千葉県が行う水防警報等を参考にする。水位を観測していないその他の河川は、現地情報を活用した上で、洪水警報の危険度分布や雨量情報による降雨の見込を発令の参考にする。

種 別	基 準
警戒レベル3 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫注意水位に到達し、さらに河川の水位が上昇すると見込まれるとき ・ 洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現した場合
警戒レベル4 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険水位に到達し、さらに河川の水位が上昇すると見込まれるとき ・ 洪水警報の危険度分布で「警戒（うす紫）」が出現した場合 ・ 堤防に異常な漏水・浸食等が発見された場合 ・ 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ・ 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が立ち退き避難で困難になる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立ち退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報発表後速やかに発令）
警戒レベル5 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大雨特別警報（浸水害）が発表された場合 ・ 破堤又は越水が発生したとき

2 発令権者及び要件

本部長（市長）は、住民の生命、身体に危険が及ぶと認められるとき、危険地域の住民に対して避難を指示する。（災害対策基本法第60条）

本部長（市長）が避難指示を発令することができないと認めるとき、又は避難指示の要求があったときなどは、下表による。避難の指示等を行った場合は、直ちに本部長（市長）へその旨を通知する。

■避難指示の発令権者及び要件

代行者	概要
職務代理者	危険の切迫により本部長（市長）の判断を仰ぐいとまがない場合や本部長（市長）が不在の場合には、職務代理者が市長の権限を代行し実施する。なお、実施後直ちにその旨を本部長（市長）に報告する。
県知事	災害により本部長（市長）が避難指示の措置を実施できない場合には、県知事が本部長（市長）の措置を代行する。県知事は代行した旨を公示し、市長に通知する。（災害対策基本法第60条第6項）
警察官及び海上保安官	警察官及び海上保安官は、本部長（市長）等が避難の指示を行ういとまがないとき、または本部長（市長）等が要請したとき、もしくは住民の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域の住民に対して避難の指示を行う。なお、実施後直ちにその旨を市長等に通知する。（災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条）
自衛官	災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいないときは、直ちに当該地域の住民に対して避難の指示を行う。なお、実施後直ちにその旨を本部長（市長）等に通知する。（自衛隊法第94条）
県知事及び県知事の命を受けた県職員又は水防管理者	洪水、津波又は高潮によつて氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、県知事、その命を受けた県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。なお、実施後、管轄する警察署長にその旨を通知する（水防法第29条） 県知事又はその命じた職員は、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域内の居住者に対し避難のために立ち退くべきことを指示することができる。なお実施後、直ちに、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する（地すべり等防止法第25条）

3 県に対する報告

避難指示等を発令したとき、または解除を発令したときは、その旨を「千葉県被害情報等報告要領」に基づき、県災害対策本部事務局（防災対策課）及び山武地域振興事務所に報告する。

4 住民への情報伝達

対象世帯数に応じて、広報車、各戸への呼びかけにより住民に確実に伝達を行うとともに、開設した避難所への避難誘導を行う。

5 要配慮者利用施設への情報伝達

避難指示等が発令された地域で避難確保計画の作成が義務付けられている要配慮者利用施設に対し、避難確保計画作成の助言等を担任する課は、電話その他の手段により、確実に伝達を行う。

6 関係機関への通報

本部長が避難の避難指示を行った時、または警察官等から避難の指示を行った旨の通報を受けた時は、関係機関に通報する。

第3 住民への伝達・広報

1 災害対策本部からの広報

発災直前からその後の時間経過に応じ必要とされる情報を、以下の手段により災害対策本部から住民へ広報を行う。

(1) 市防災行政無線（固定系）の放送

事務局（情報班）は、避難指示等を防災行政無線（固定系）を使用して行う。

(2) メール配信

事務局（情報班）は、(1)の内容を、緊急速報メールへ配信する。

(3) 広報車、消防車による巡回

事務局（情報班）及び消防団は、広報車や消防車で巡回して情報の収集や伝達を行う。

(4) 市ホームページの活用と災害広報紙の配布

事務局（情報班）は、災害対策の実施方法、被災者支援に関する情報について、市ホームページに掲載する。

また、事務局（広報班）は、災害広報紙を作成し、住民へ配布する。

(5) 災害情報共有システム（L-アラート）

事務局（情報班）は、千葉県災害情報システムに避難指示等の発令や避難所の開設情報を入力し、災害情報共有システム（L-アラート）を通じて、テレビ、インターネット等に情報を表示する。

(6) ポータルサイトを運営する事業者への協力依頼の検討

事務局（情報通信班）は、各種警報の伝達のほか、市長による避難指示等に際し、情報の伝達手段として、電気通信設備の優先利用や放送要請に加えて、インターネットを利用して不特定多数の者に情報を提供するポータルサイトを運営する事業者に対し、市の避難指示等に関する情報の掲載協力依頼を検討する。

第3節 災害情報等の把握と広報

「第2編 地震対策編 第3章 災害応急対策 第3節 災害情報等の把握と広報」を準用。

第4節 消防・救助救急・水防対策

項	目	担 当
第1 消防活動	1 情報の収集	災害対策本部、山武郡市広域行政組合消防本部、消防団、安全対策課
	2 水利の確保	
	3 消火活動	山武郡市広域行政組合消防本部、消防団
	4 危険物等の対策	山武郡市広域行政組合消防本部
	5 消防広域応援要請	本部長(市長)、山武郡市広域行政組合消防本部、事務局(指揮班)、消防団
	6 住民、区・自治会、自主防災組織、事業所等の自衛消防組織の活動	住民、区・自治会、自主防災組織、事業所等
第2 救助・救急活動	1 救助情報の収集	災害対策本部、山武郡市広域行政組合消防本部、消防団、東金警察署、建設業組合、事務局(指揮班)、住民、区・自治会、自主防災組織、事業所等
	2 救助活動	
	3 救急活動	
	4 住民、区・自治会、自主防災組織、事業所の活動	
第3 水防活動	1 警戒活動	公共施設部(道路河川担当)、消防団
	2 防御活動	
第4 治水対策	1 下水道の整備	下水道課
	2 雨水流出抑制	建設課、山武土木事務所(建設課)
第5 道路・橋梁の防災管理		建設課、山武土木事務所(維持課)

<方針・目標>

- ◆消火活動、救助活動は、山武郡市広域行政組合消防本部と消防団が連携し、双方の役割に応じた活動分担の下に効果的に実施する。
- ◆火災の規模が大きく救助者が多数にのぼるなど、市の消防力では対応できないと判断される場合は、県内の消防機関及び緊急消防援助隊の応援を要請して対応する。
- ◆住民・自主防災組織は、連携して救助活動、初期消火活動、負傷者の搬送等の初期対応を行うことを原則とする。

第 1 消防活動

「第 2 編 地震対策編 第 3 章 災害応急対策 第 4 節 消防・救助救急・危険物対策 第 1 消防活動」を準用。

第 2 救助・救急活動

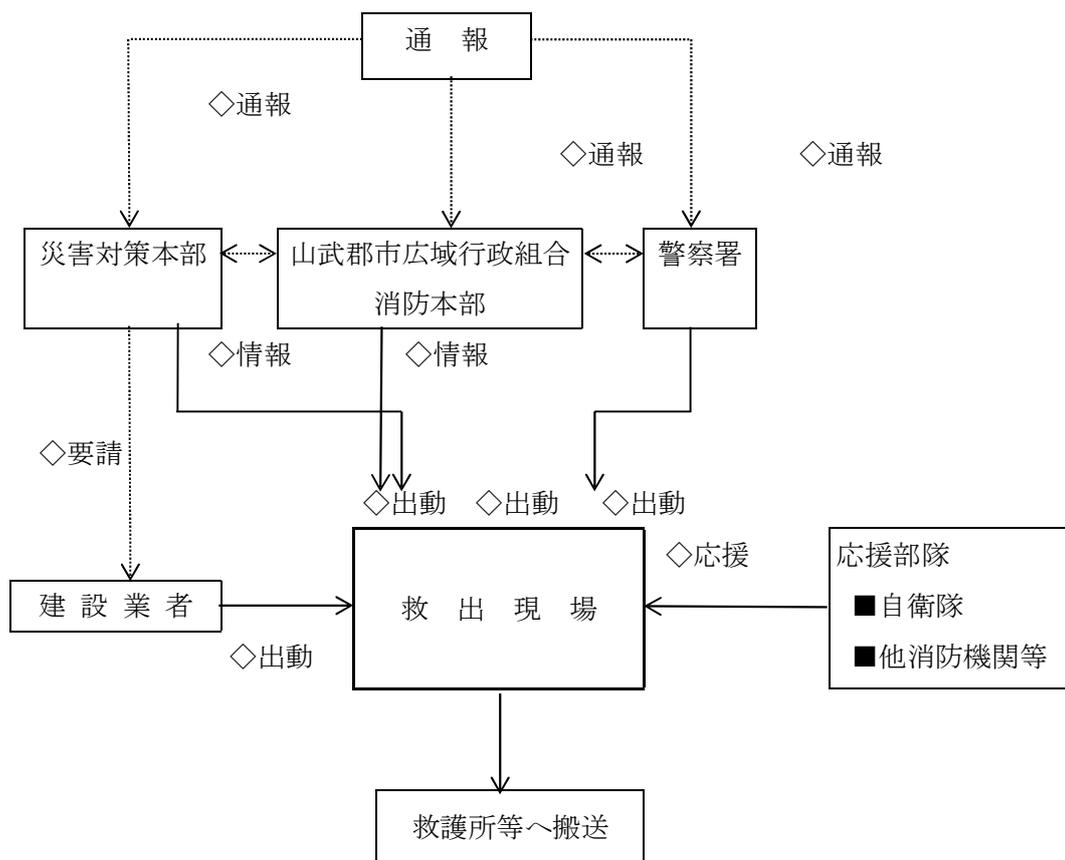
「第 2 編 地震対策編 第 3 章 災害応急対策 第 4 節 消防・救助救急・危険物対策 第 2 救助・救急活動」を準用。

第3 水防活動

大雨により中小河川等の氾濫や冠水等の発生するおそれのある場合は、巡回調査等の警戒活動を行い、防御活動を実施する。

水防活動にあたっては、水防団員はまず自分の身を守ることを基本とし、市は、安全装備品の貸与や情報の共有化を通して水防活動に従事する者の安全を確保する。

■救出のながれ



1 警戒活動

(1) 巡回調査班の編成

気象警報等の発令または降雨により河川の増水、氾濫等が予測される場合、公共施設対策作業部(道路河川担当)は、消防団と協同で巡回調査を行う。

(2) 巡回調査の実施

公共施設対策作業部(道路河川担当)は、調査資器材、携帯無線等を携帯して担当区域に出動し、河川の水位状況、周辺の排水状況等を調査する。緊急を要する場合は、無線にて状況及び必要な措置を本部事務局(情報収集班)へ連絡する。

■調査事項

- ①河川、水路の水位の状況
- ②道路、住宅地等の冠水、排水の状況
- ③道路、公園等の倒木の状況
- ④道路上の障害物の状況

2 防御活動

公共施設対策作業部(道路河川担当)、消防団は、市内の中小河川及び排水路等の氾濫または倒木などにより危険がある場合は、次のような防御活動を実施する。また、床上浸水等の発生のおそれのある場合は、付近の住民に避難等を指示する。

■防御活動

- ①氾濫箇所では土のう積みやポンプによる排水を行う。
- ②道路の冠水区域は、通行止め等の措置をとる。その場合、東金警察署との連携を図る。
- ③通行の障害となる道路上の障害物は除去する。
- ④倒木、落下物等で危険なものは除去する。

第4 治水対策

本市には、二級河川として南白亀川、小中川及び堀川があり、近年の大型台風や集中豪雨により大規模な水害の発生が懸念される。

これらの対策として、下水道の整備を促進するとともに、雨水流出抑制のための対策を行うなど、効果的な治水対策を実施する。

1 下水道の整備

汚水については、他事業との調整を図りながら整備を進める。

2 雨水流出抑制

(1) 小規模貯留施設及び浸透施設の設置

公共施設内の用地を利用した、貯留池あるいは浸透トレンチ、雨水浸透枡、地下式簡易貯留層の組み合わせによる雨水流出抑制施設の設置を検討する。

(2) 雨水貯留施設の設置

一定規模以上の開発を行おうとする場合は、調整池等の雨水流出抑制施設の設置を促進する。

(3) 雨水浸透枡等の設置

雨水浸透枡等を設置する者に補助金等を交付を検討し、下水道等への流入抑制や地下水の確保等を図る。

第3 道路・橋梁の防災管理

道路及び橋梁の水害予防については、側溝、暗渠の整備、橋脚の補強、崩土の防止等、平常時からその点検並びに補修を行い災害の防止対策に努める。

第5節 警備・交通対策

「第2編 地震対策編 第3章 災害応急対策 第5節 警備・交通対策」を準用。

第6節 避難対策

項 目		担 当
第1 避難場所等の指定及び定義	第2編 地震対策編 第6節 地震避難対策を準用	第2編 地震対策編 第6節 地震避難対策を準用
第2 避難行動・避難支援	1 避難行動	住民、区・自治会、自主防災組織、民生委員、社会福祉協議会、消防機関、警察機関
	2 避難支援	
第3 避難場所から避難所への誘導	第2編 地震対策編	第2編 地震対策編
第4 避難所のレイアウト	第6節 地震避難対策を準用	第6節 地震避難対策を準用
第5 避難所の運営		

＜方針・目標＞

- ◆避難を可能な限り安全に実施するため、避難所等の定義を明確にし、災害の種類や規模に応じて避難所等の指定を行う。
- ◆自分の身は自分で守る基本原則に則り、災害発生時の避難行動・避難誘導は、住民、区・自治会、自主防災組織などが連携して自主的に行い、市や消防団等がこれを支援する。
- ◆市は、避難行動要支援者の避難対策について、避難行動要支援者名簿を常に最新の状況に整備するとともに、避難支援関係者と連携して地域におけるハザードの状況を踏まえ、優先度の高い者から個別避難計画の作成に取り組む。
- ◆できる限り安全に、かつ計画的に避難に対処するために、災害の種類、内容・規模に応じた避難所開設を行うとともに、その後の経緯に応じた避難所の統合、閉鎖を行う。
- ◆開設後に安全かつ迅速に避難者を受け入れることができるよう、当該施設で避難所として利用する範囲及び避難スペースの配置等について施設管理者と協議し、あらかじめ災害時における避難所のレイアウト案を定める。
- ◆避難所の運営においては、地域の自主防災組織、住民組織を中心とした自主運営を基本とする。市はこれを支援するために、避難者の受け入れ、食料・物資の供給など、避難所の運営に係る事項を包括的にとらえたバックアップ体制づくりを行う。
- ◆避難者と支援する市の職員等は『被災者』という共通の立場で協力して避難所運営にあたる。避難者は避難者情報の集約や安否情報の確認に協力する。
- ◆中長期に渡る避難所生活を必要とする避難者に関しては「居住組」を編成する他、避難所運営等へ積極的に参加する。

第1 避難場所等の指定及び定義

「第2編 地震対策編 第3章 災害応急対策 第6節地震避難対策 第1 避難場所等の指定及び定義」を準用

第2 避難行動

1 避難行動

住民は、避難指示等が発令された場合や災害により周囲が危険な状況に陥ったときは、自らの安全を確保するため、災害種別ごとに定められている指定緊急避難場所に避難する。

避難指示等の種類による行動の基準は次のとおりである。

警戒レベルと避難指示等	住民がとるべき行動
警戒レベル3 高齢者等避難	避難に時間を要する要配慮者とその支援者は避難を開始する。 その他の人は避難の準備を整えるとともに、防災気象情報等に注意を払い、自発的に避難を開始する。
警戒レベル4 避難指示	危険な場所から全員避難する。 避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所に避難する。

避難指示等が発令されていない場合でも身の危険を感じたときは、避難をする。

2 避難行動要支援者の避難

災害の危険性があり、安全な場所への避難が必要とするときは、区・自治会、自主防災組織、民生委員、社会福祉協議会、消防機関、警察機関等の避難支援等関係者は、避難行動要支援者が、安全かつ迅速に指定緊急避難場所に避難できるよう支援に努めることとする。

「警戒レベル3、高齢者等避難」発令時や自主的に避難するなど、早期に避難する場合は、支援環境が比較的整っている公民館等の指定緊急避難場所に避難するものとする。

なお、避難行動要支援者の避難誘導は、地震対策編第3章災害応急対策第7節要配慮者の安全確保第2避難行動要支援者の安否確認、避難誘導を準用する。

第3 避難場所から避難所への誘導

「第2編 地震対策編 第3章災害応急対策 第6節地震避難対策 第3避難場所から避難所への誘導」を準用

第4 避難所のレイアウト

「第2編 地震対策編 第3章災害応急対策 第6節地震避難対策 第4避難所のレイアウト」を準用

第5 避難所の運営

「第2編 地震対策編 第3章 災害応急対策 第6節 地震避難対策 第5 避難所の運営」を準用

第7節 要配慮者の安全確保

「第2編 地震対策編 第3章 災害応急対策 第7節 要配慮者の安全確保」を準用。

第8節 応急医療救護活動

「第2編 地震対策編 第3章 災害応急対策 第8節 応急医療救護活動」を準用。

第9節 行方不明者の捜索・遺体の処理

「第2編 地震対策編 第3章 災害応急対策 第9節 行方不明者及び死体の捜索・処理」を準用。

第10節 物資供給・備蓄対策

「第2編 地震対策編 第3章 災害応急対策 第10節 物資供給対策」を準用。

第11節 緊急輸送対策

「第2編 地震対策編 第3章 災害応急対策 第11節 緊急輸送対策」を準用。

第12節 広域応援要請

「第2編 地震対策編 第3章 災害応急対策 第12節 広域応援要請」を準用。

第 1 3 節 清掃対策

「第 2 編 地震対策編 第 3 章 災害応急対策 第 1 3 節 清掃対策」を準用。

第 1 4 節 防疫対策

「第 2 編 地震対策編 第 3 章 災害応急対策 1 4 節 防疫対策」を準用。

第 1 5 節 住宅等応急対策

「第 2 編 地震対策編 第 3 章 災害応急対策 第 1 5 節 住宅等応急対策」を準用。

第 1 6 節 公共施設等の応急復旧対策

「第 2 編 地震対策編 第 3 章 災害応急対策 第 1 6 節 公共施設等の応急復旧対策」を準用。

第 1 7 節 ボランティアの協力

「第 2 編 地震対策編 第 3 章 災害応急対策 第 1 7 節 ボランティアの協力」を準用。

第 1 8 節 帰宅困難者対策

「第 2 編 地震対策編 第 3 章 災害応急対策 第 1 8 節 帰宅困難者対策」を準用。

第 1 9 節 文教・保育対策

「第 2 編 地震対策編 第 3 章 災害応急対策 第 1 9 節 文教・保育対策」を準用。

第 4 章

災害復旧計画

第1節 住民生活安定のための措置計画

「第2編 地震対策編 第4章 災害復旧計画 第1節 住民生活安定のための措置計画」を準用。

第2節 生活関連施設等の復旧計画

「第2編 地震対策編 第4章 災害復旧計画 第2節 公共施設等の復旧計画」を準用。

第3節 激甚災害指定に関する計画

「第2編 地震対策編 第4章 災害復旧計画 第3節 激甚災害指定に関する計画」を準用。

第4節 災害復興

「第2編 地震対策編 第4章 災害復旧計画 第4節 災害復興」を準用。